

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
預金口座取引 一般規約	第 1 条 取引時確認	1	当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の関係法令（以下「法令」という場合は、当行が通常、遵守を求められる関係官庁の行政指導、指針、政策およびガイドライン等も含みます。）および当行が別途定める規定にしたがって、必要な取引時確認を行います。当行は、本人確認資料等の提出を求める等、当行所定の方法により取引時確認を行います。	1	当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の関係法令（以下「法令」という場合は、当行が通常、遵守を求められる関係官庁の行政指導、指針、政策およびガイドライン等も含みます。）にしたがって、必要な取引時確認を行います。当行は、本人確認資料等の提出を求める等、当行所定の方法により取引時確認を行います。
	第 6 条 複数件の払戻	3	当行は、払戻可能額を超えた払戻を行ったことを任意の方法により預金者に通知しますが、この通知は、発信後、預金者に通常到達するべき時までには到達しなかった場合でも、通常到達するべき時に到達したものとみなします（以下本取引規約に基づいて当行が行うあらゆる通知について、本項にしたがって取扱うものとします。）。当行は、この通知が実際には到達せず、または通常到達するべき時より遅延したことによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、一切責任を負いません。	3	当行は、払戻可能額を超えた払戻を行ったことを任意の方法により預金者に通知しますが、この通知は、発信後、預金者に通常到達するべき時までには到達しなかった場合でも、通常到達するべき時に到達したものとみなします（以下本取引規約に基づいて当行が行うあらゆる通知について、本項にしたがって取扱うものとします。）。当行は、この通知が実際には到達せず、または通常到達するべき時より遅延したことによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
	第 10 条 解約等	3	(1) 預金口座について次の一にでも該当する事由が発生した場合は、当行はいずれかまたは全ての預金口座取引を制限もしくは停止し、または預金者に通知することにより（⑥の場合は通知することなく）、いずれかの預金口座を解約することができるものとします。 ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② 預金口座が、実質的に届出のあった氏名以外の者の預金口座として利用された場合 ③ 預金者が第 11 条に違反した場合 ④ 預金口座取引または当行に対する預金者の届出内容について、その存否または真偽に係る疑義が生じた場合 ⑤ 預金口座またはその預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑥ 預金口座の名義人が死亡した場合 ⑦ 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本預金口座を解約すべきと判断した場合	3	(1) 預金口座について次の一にでも該当する事由が発生した場合は、当行はいずれかまたは全ての預金口座取引を制限もしくは停止し、または預金者に通知することにより（⑥の場合は通知することなく）、いずれかの預金口座を解約することができるものとします。 ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② 預金口座が、実質的に届出のあった氏名以外の者の預金口座として利用された場合 ③ 預金者が第 11 条に違反した場合 ④ 預金口座取引または当行に対する預金者の届出内容について、その存否または真偽に係る疑義が生じた場合 ⑤ 預金口座またはその預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑥ 預金口座の名義人が死亡した場合 ⑦ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記第 10 条の 2 第 1 項もしくは第 2 項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合 ⑧ 後記第 10 条の 2 第 1 項から第 3 項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されない場合 ⑨ この預金がマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑩ 上記以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本預金口座を解約すべきと判断した場合
			(4) 前 3 号以外の場合にも、当行は当行の裁量によりいつでもいずれかの預金口座取引を制限もしくは停止し、またはいずれかの預金口座取引を解約できるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する場合、到達の如何にかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときにこの預金口座は解約されるものとします。		(4) 前 3 号以外の場合にも、合理的な理由があるときは、当行は当行の裁量によりいつでもいずれかの預金口座取引を制限もしくは停止し、またはいずれかの預金口座取引を解約できるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、この預金口座は解約されるものとします。
			(6) 当行が本条により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。		(6) 当行が本条により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
	第 10 条の 2 取引の制限等			1	当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規約にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
預金口座取引 一般規約				2	当行は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者に対し、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出を求めることがあります。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規約にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
				3	第 1 項の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、入金、振込、払戻し等の本規約にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
				4	第 1 項から第 3 項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネーロンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。
	第 11 条 譲渡、質入等の禁止			2	当行がやむを得ないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。
第 12 条 電話による取引等		1	預金者は、電話による預金口座取引を行うために当行に登録した暗証（以下「電話取引用暗証番号」といいます。）を、第三者に開示しないものとします。預金者は、電話による口座取引の依頼または預金口座取引に係る照会、問合せ、要望もしくは届出等（以下「電話による取引依頼等」といいます。）を行うにあたっては、当行の請求により、電話取引用暗証番号を当行に通知するものとします。通知された暗証が電話取引用暗証番号と同一であったにもかかわらず、架電者が預金者本人でなかった場合、当行は、当該電話による取引依頼等に関して預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、一切責任を負いません。	1	預金者は、電話による預金口座取引を行うために当行に登録した暗証（以下「電話取引用暗証番号」といいます。）を、第三者に開示しないものとします。預金者は、電話による口座取引の依頼または預金口座取引に係る照会、問合せ、要望もしくは届出等（以下「電話による取引依頼等」といいます。）を行うにあたっては、当行の請求により、電話取引用暗証番号を当行に通知するものとします。通知された暗証が電話取引用暗証番号と同一であったにもかかわらず、架電者が預金者本人でなかった場合、当行は、当該電話による取引依頼等に関して預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
		6	当行は、電話による取引依頼等について、通信機器、回線等の故障、または電話回線等の通信経路において発生した盗聴による、電話取引用暗証番号または取引情報の漏洩により預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、一切責任を負いません。	6	当行は、電話による取引依頼等について、通信機器、回線等の故障、または電話回線等の通信経路において発生した盗聴による、電話取引用暗証番号または取引情報の漏洩により預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
		8	当行は、電話による取引依頼等による預金口座取引の依頼を受けた後であっても、当該預金口座取引実行時に以下の（１）ないし（３）のいずれかの事由が存在する場合には、預金者に通知することなく当該預金口座取引の実行を差し控えることができるものとします。 （１）略 （２）略 （３）その他、当行が預金口座取引の内容を不適當と判断した場合。	8	当行は、電話による取引依頼等による預金口座取引の依頼を受けた後であっても、当該預金口座取引実行時に以下の（１）ないし（３）のいずれかの事由が存在する場合には、預金者に通知することなく当該預金口座取引の実行を差し控えることができるものとします。 （１）略 （２）略 （３）その他、当行が合理的に預金口座取引の内容を不適當と判断した場合。
		9	電話による取引依頼等については、本取引規約に定めるほか、当行所定の規則にしたがうものとし、かつ当行はこれら規則を事前に通知することなく任意に変更できるものとします。当行は、このような変更によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、一切責任を負いません。	9	電話による取引依頼等については、本取引規約に定めるほか、当行所定の規則にしたがうものとし、かつ当行はこれら規則を事前に通知することなく任意に変更できるものとします。当行は、このような変更によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
	第 13 条 届出事項の変更等	2	前項の届出による変更は、当行が必要な変更手続を完了したと認めた時点で当行に対して有効となるものとします。	2	前項の届出による変更は、当行が合理的に必要な変更手続を完了したと認めた時点で当行に対して有効となるものとします。前項の変更の届出がなされていなかったことによって、変更の届出前あるいは変更の届出後手続き完了前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
		4	届出られた住所または電子メールアドレスに当行が送付物、電子メール等を送付または送信したのち、通信事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	4	預金者が第 1 項の届出を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が届出られた住所または電子メールアドレスに送付物、電子メール等を送付または送信したのち、延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、そのために生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
預金口座取引 一般規約		5	預金者が海外に届出住所を変更する際には、居住性についても届出るものとします。居住性の変更については、預金者の責任において届出るものとし、届出なかったことによって生じるいかなる不利益や取引の制限についても、当行は、一切責任を負いません。(i) 届出住所が海外へ変更されたにも関わらず、非居住者への居住性変更が預金者により届け出られないまま、または(ii) 届出住所が国内に変更されたにも関わらず、居住者への居住性変更が届けられないまま、相当期間が継続した場合は、当行は当行の裁量により事前に通知することなく当該口座の居住性を、(i) の場合は非居住者へ、(ii) の場合は居住者へ変更できるものとします。居住性変更が適切ではないと預金者が判断した場合には、預金者はその根拠を当行に提示して修正を申し出ることができるものとし、当行はその修正を相当と認めたときは受け付けるものとします。また、預金者の居住性を確認できない期間が相当期間継続したこと等、預金者が利用できる預金口座取引やサービスの制限または停止を必要とする相当の事由が生じたと当行が判断した場合は、当行は預金者に事前に通知することなく、当該預金口座取引やサービスを制限または停止できるものとします。本項における居住性の変更、取引やサービスの制限または停止によって預金者に生じるいかなる不利益についても、当行は、一切責任を負いません。	5	預金者が海外に届出住所を変更する際には、居住性についても届出るものとします。居住性の変更については、預金者の責任において届出るものとし、届出なかったことによって生じるいかなる不利益や取引の制限についても、当行に過失がある場合を除き、当行は、一切責任を負いません。(i) 届出住所が海外へ変更されたにも関わらず、非居住者への居住性変更が預金者により届け出られないまま、または(ii) 届出住所が国内に変更されたにも関わらず、居住者への居住性変更が届けられないまま、相当期間が継続した場合は、当行は当行の裁量により事前に通知することなく当該口座の居住性を、(i) の場合は非居住者へ、(ii) の場合は居住者へ変更できるものとします。居住性変更が適切ではないと預金者が判断した場合には、預金者はその根拠を当行に提示して修正を申し出ることができるものとし、当行はその修正を相当と認めたときは受け付けるものとします。また、預金者の居住性を確認できない期間が相当期間継続したこと等、預金者が利用できる預金口座取引やサービスの制限または停止を必要とする相当の事由が生じたと当行が判断した場合は、当行は預金者に事前に通知することなく、当該預金口座取引やサービスを制限または停止できるものとします。本項における居住性の変更、取引やサービスの制限または停止によって預金者に生じるいかなる不利益についても、当行に過失がある場合を除き、当行は、一切責任を負いません。
第 14 条 成年後見人等の届出		1	預金者は、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出るものとします。	1	預金者は、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出るものとします。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出るものとします。
		2	預金者は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出るものとします。	2	預金者は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出るものとします。
第 15 条 免責事項等		3	送金もしくは通貨取引規制、徴用、強制送金、戦争行為、暴動、災害その他のやむを得ない事由により預金口座取引（口座に入金された資金の利用または当行による支払等。）が実行不可能となり、または制限された場合、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、一切責任を負いません。	3	送金もしくは通貨取引規制、徴用、強制送金、戦争行為、暴動、災害その他のやむを得ない事由により預金口座取引（口座に入金された資金の利用または当行による支払等。）が実行不可能となり、または制限された場合、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
		4	日本、米国若しくは国際機関等の経済制裁、通商禁止令、その他の法令等または当行所定の規定によって預金口座取引が禁止または制限された場合（預金口座取引について、口座開設や振込あるいは振込金の受入ができない場合や遅延する場合も含みます。）、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	4	日本、米国若しくは国際機関等の経済制裁、通商禁止令、その他の法令等または当行所定の規定によって預金口座取引が禁止または制限された場合（預金口座取引について、口座開設や振込あるいは振込金の受入ができない場合や遅延する場合も含みます。）、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
		5	第 12 条第 6 項に定めるほか、通信機器、回線等の障害により振替、振込等の預金口座取引の実行が遅延し、または実行されなかった場合、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	5	第 12 条第 6 項に定めるほか、通信機器、回線等の障害により振替、振込等の預金口座取引の実行が遅延し、または実行されなかった場合、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
		6	当行は、法令に基づき、預金口座への海外からの被仕向送金の入金時には、預金者の個人番号の確認を行います。このため、事前に預金者より個人番号の告知がなされていない場合には、入金不能となりまたは遅延することがありますが、当行は、それに関する責任を一切負いません。	6	当行は、法令に基づき、預金口座への海外からの被仕向送金の入金時には、預金者の個人番号の確認を行います。このため、事前に預金者より個人番号の告知がなされていない場合には、入金不能となりまたは遅延することがありますが、当行は、当行に過失がある場合を除き、それに関する責任を一切負いません。
			預金口座取引一般規約は、2018 年 7 月 14 日より適用します。		預金口座取引一般規約は、2019 年 10 月 1 日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
円普通預金口座 取引規約	第 4 条 解約等	1	次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの円普通口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。	1	次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの円普通口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、この預金口座は解約されるものとします。
		2	前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本円普通口座を解約すべきと判断した場合、本円普通口座は解約されます。	2	前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本円普通口座を解約すべきと判断した場合、本円普通口座は解約されます。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
円普通預金口座 取引規約		4	当行が本条により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	4	当行が本条により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
			以上、円普通預金口座取引規約は、2018年7月14日より適用します。		以上、円普通預金口座取引規約は、2019年10月1日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
米ドル普通預金口座 取引規約	第4条 解約等	1	次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。	1	次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものと、この預金口座は解約されるものとします。
		2	前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本預金口座を解約すべきと判断した場合、本預金口座は解約されます。	2	前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本預金口座を解約すべきと判断した場合、本預金口座は解約されます。
		4	当行が本条により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	4	当行が本条により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
			以上、米ドル普通預金口座取引規約は、2018年7月14日より適用します。		以上、米ドル普通預金口座取引規約は、2019年10月1日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
プレスティア マルチ マネー口座取引規約	第1条 プレスティア マルチマネー 口座取引	2	預金者は、プレスティア マルチマネー口座取引を行うに際しては、外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを十分理解し、これを了承したことをここに確認したものとします。当行は、預金者に相場変動による差損が発生しても、一切責任を負いません。	2	預金者は、プレスティア マルチマネー口座取引を行うに際しては、外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを十分理解し、これを了承したことをここに確認したものとします。当行は、預金者に相場変動による差損が発生しても、当行に過失がない限り責任を負いません。
	第2条 預入および払戻等	2	各預金の払戻（当座貸越を利用する場合も含みます。）は、当行のいずれかの国内支店の窓口において行うか、または電話もしくはプレスティア オンライン、プレスティア モバイル等の方法により他の各預金口座へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、なお下記本項の規定に従うものとします。 (1) 当行は、国内支店の窓口における払戻請求については、払戻請求書に押捺または記入された印影または署名と、あらかじめ当行に届出済の印鑑または署名鑑とが、それぞれ一致した場合、または当行が別途定める方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに応じます。	2	各預金の払戻（当座貸越を利用する場合も含みます。）は、払戻業務を取扱う当行のいずれかの国内支店の窓口において行うか、自動機を使用してキャッシュカードで払戻すか、または電話もしくはプレスティア オンライン、プレスティア モバイル等の方法により他の各預金口座へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、下記本項の規定に従うものとします。 (1) 当行は、国内支店の窓口における払戻請求については、払戻請求書に押捺または記入された印影または署名と、あらかじめ当行に届出済の印鑑または署名鑑とが、それぞれ一致した場合、または当行が別途定める方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに応じます。
					(2) 当行は、自動機による払戻請求については、自動機操作の際に使用された暗証と、あらかじめ当行に届出済の暗証とが一致した場合（および／または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）に限りこれに応じます。なお、キャッシュカードの使用については、当行が別途定める「GLOBAL PASS 会員規約」に従うものとします。
			(2) 当行は、電話による払戻請求については、電話を通じて入力された暗証と電話取引用暗証番号とが一致した場合、または当行が別途定める方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないことができるものとします。		(3) 当行は、電話による払戻請求については、電話を通じて入力された暗証と電話取引用暗証番号とが一致した場合、または当行が別途定める方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないことができるものとします。
			(3) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザー ID とパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないことができるものとします。		(4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザー ID とパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないことができるものとします。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
プレスティア マルチマネー口座取引規約	第3条 当座貸越	4	当行は、金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合、理由の如何を問わず当座貸越の利用が適切でないと判断した場合、または当行が相当の期間を定めて通知した場合は、当座貸越限度額を減額し、新たな当座貸越を停止し、または当座貸越を解約することができるものとします。 預金者は、当座貸越が停止または解約された場合は直ちに貸越元利金を、また当座貸越限度額が減額された場合は直ちに減額後の当座貸越限度額を超える貸越元利金を、それぞれ当行に支払うものとします。	4	当行は、金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合等、当座貸越の利用が適切でないと合理的に判断した場合、または当行が相当の期間を定めて通知した場合は、当座貸越限度額を減額し、新たな当座貸越を停止し、または当座貸越を解約することができるものとします。 預金者は、当座貸越が停止または解約された場合は直ちに貸越元利金を、また当座貸越限度額が減額された場合は直ちに減額後の当座貸越限度額を超える貸越元利金を、それぞれ当行に支払うものとします。
	第7条 即時支払	1	(4) 相続の開始があったとき。	1	(4) 相続の開始を当行が知ったとき。
			(5) 住所変更の届出を怠るなどにより所在が明らかでなくなったとき。		(5) 住所変更の届出を怠るなどにより当行において預金者の所在が不明となったとき。
	第13条 解約等	1	次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのプレスティア マルチマネー口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。	1	次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのプレスティア マルチマネー口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、この預金口座は解約されるものとします。
		2	前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本プレスティア マルチマネー口座を解約すべきと判断した場合、本プレスティア マルチマネー口座は解約されます。	2	前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本プレスティア マルチマネー口座を解約すべきと判断した場合、本プレスティア マルチマネー口座は解約されます。
		4	当行が本条によりプレスティア マルチマネー口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	4	当行が本条によりプレスティア マルチマネー口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
	第14条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等	3	この預金取引のうち休眠預金等活用法の適用対象とならない預金について、最終異動日等とは一般規約第3条第1項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点となる日をいい、最終異動日等については、第1項および第2項を準用します。ただし、第1項第1号、第3号、第4号は、以下のとおり読み替えます。 ① 当行ウェブサイト（休眠預金に係る異動事由）に掲げる異動のうち、休眠預金等活用法の適用対象とならない預金について、異動として取扱う事由が最後にあった日 ② 当行が預金者に対して休眠口座となる通知を発した日。 ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合（1カ月を経過する日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りです。 ③ この預金口座が開設された日 また、第2項第5号は、以下の通り読み替えます。 ④ この預金取引における預金あるいは円普通預金口座取引規約にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと：他の預金に係る最終異動日等	3	この預金取引のうち休眠預金等活用法の適用対象とならない預金について、最終異動日等とは一般規約第3条第1項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点となる日をいい、最終異動日等については、第1項および第2項を準用します。ただし、第1項第1号、第3号、第4号は、以下のとおり読み替えます。 ① 当行ウェブサイト（休眠預金に係る異動事由）に掲げる異動のうち、休眠預金等活用法の適用対象とならない預金について、異動として取扱う事由が最後にあった日 ③ 当行が預金者に対して休眠口座となる通知を発した日。 ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合（1カ月を経過する日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りです。 ④ この預金口座が開設された日 また、第2項第5号は、以下の通り読み替えます。 ⑤ この預金取引における預金あるいは円普通預金口座取引規約にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと：他の預金に係る最終異動日等

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
プレスティア マルチマネー口座預金細目	Ⅶ プレミアム・デポジット	6	繰上および差額計算 (1) 預金者に関し、以下のいずれかの事由が発生した場合、当行は、事前に通知することなく、預金に含まれている通貨オプション取引を含め、預金全体を終了する権利を有するものとします。この場合、当行は、預金者に事前に通知することなく、上記の取引を清算し、預金元本および利息から、預金者が当行に支払うべき清算金額を差し引くことができるものとします。 ① 預金者が債務を返済できなくなったとき、あるいは預金者によって、または預金者に対して、破産、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、会社整理の開始、または特別清算の開始が申請されたとき。 ② 預金者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③ 預金者の当行に対する預金・債務に対し、仮差押、債権保全、または差押の命令または通知が出されたとき。 ④ 預金者が当行に住所の変更を知らせなかったため、あるいは預金者の責めに帰すべきその他の理由により、預金者の所在がわからなくなったとき。	6	繰上および差額計算 (1) 預金者に関し、以下のいずれかの事由が発生した場合、当行は、事前に通知することなく、預金に含まれている通貨オプション取引を含め、預金全体を終了する権利を有するものとします。この場合、当行は、預金者に事前に通知することなく、上記の取引を清算し、預金元本および利息から、預金者が当行に支払うべき清算金額を差し引くことができるものとします。 ① 預金者が債務を返済できなくなったとき、あるいは預金者によって、または預金者に対して、破産、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、または特別清算の開始が申請されたとき。 ② 預金者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③ 預金者の当行に対する預金・債務に対し、仮差押、債権保全、または差押の命令または通知が出されたとき。 ④ 預金者が当行に住所の変更を知らせなかったため、あるいは預金者の責めに帰すべきその他の理由により、預金者の所在がわからなくなったとき。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
プレスティア マルチ マネー口座預金細目			以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレ スティア マルチマネー口座預金細目は、2019 年 8 月 19 日よ り適用します。		以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレ スティア マルチマネー口座預金細目は、2019 年 10 月 1 日よ り適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
オーダーウォッチ・ サービス規定	第 2 条 注文の有効期間 / 変更 / 取 消	3	当行は、預金者またはその資産について次の各号の一つにでも 該当する事由が発生した場合は、当行は、預金者に通知するこ となく、預金者により出されている注文を取消することができ るものとします。当行は、本項による注文の取消により、預金 者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任 を負いません。 ① 仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送さ れたとき。 ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手 続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくはこれらと 同様の法的手続の申立があったとき。 ③ 相続の開始があったとき。 ④ 一般規約第 10 条第 3 項により預金口座取引の制限もし くは停止、または預金口座が解約されたとき。 ⑤ 上記各号のほか、当行の裁量により、注文の取消をすべ きと判断したとき。	3	当行は、預金者またはその資産について次の各号の一つにでも 該当する事由が発生した場合は、当行は、預金者に通知するこ となく、預金者により出されている注文を取消することができ るものとします。当行は、本項による注文の取消により、預金 者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過 失がある場合を除き、一切責任を負いません。 ① 仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送さ れたとき。 ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手 続開始、特別清算開始もしくはこれらと同様の法的手続 の申立があったとき。 ③ 相続の開始があったとき。 ④ 一般規約第 10 条第 3 項により預金口座取引の制限もし くは停止、または預金口座が解約されたとき。 ⑤ 上記各号のほか、合理的な理由があり、当行の裁量により、 注文の取消をすべきと判断したとき。
	第 3 条 注文の実行	2	当行は、最大の努力を払って注文を実行しますが、市場環境が 悪化したと当行が判断し、当該注文を実行できなかった場合、 預金者またはその他の関係者にいかなる損害、費用、または損 失が発生しても、一切責任を負いません。	2	当行は、最大の努力を払って注文を実行しますが、市場環境が 悪化したと当行が判断し、当該注文を実行できなかった場合、 預金者またはその他の関係者にいかなる損害、費用、または損 失が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負 いません。
	第 4 条 サービスの変更 / 取消	1	当行は、当行の判断により、適切と考える場合にはいつでも、 本サービスを変更または停止することができます。また、当行 が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した 場合、本サービス契約は解約されます。	1	当行は、合理的な理由がある場合、当行の判断により、いつで も、本サービスを変更または停止することができます。また、 合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本サービス契 約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されま す。
		2	次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが 不適切である場合には、当行はこのサービス提供を停止し、ま たは預金者に通知することによりこのサービス契約を解約する ことができるものとします。なお、当行が通知によりこのサー ビス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が 解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに 解約されるものとします。	2	次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが 不適切である場合には、当行はこのサービス提供を停止し、ま たは預金者に通知することによりこのサービス契約を解約する ことができるものとします。なお、当行が通知によりこのサー ビス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏 名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または 到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由 による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、こ のサービス契約は解約されるものとします。
	第 4 条の 2 免責		当行が第 4 条第 2 項によりこのサービス契約を解約し、それ により損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者が それらを負担します。また、当行は、同条項による解約によっ て預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一 切責任を負いません。		当行が第 4 条第 2 項によりこのサービス契約を解約し、それ により損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者が それらを負担します。また、当行は、同条項による解約によっ て預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当 行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
			以上、オーダーウォッチ・サービス規定は、2018 年 7 月 14 日より適用します。		以上、オーダーウォッチ・サービス規定は、2019 年 10 月 1 日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
当座預金口座 取引規約	第 5 条 振出日漏れの小切手の取扱	2	前項の取扱いによって預金者にいかなる損失、損害または諸費 用等が発生しても、当行は一切責任を負いません。	2	前項の取扱いによって預金者にいかなる損失、損害または諸費 用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、当行は一切 責任を負いません。
	第 6 条 線引小切手の取扱		線引小切手が呈示された場合、その裏面に当行に届出済の振出 名義人の署名または印影と一致する署名または印影があるとき は、当行は、その持参人に支払うことができるものとし、その ために小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても 一切その責任を負いません。当行は、第三者にその損害を賠償 した場合には、振出人に求償できるものとします。		線引小切手が呈示された場合、その裏面に当行に届出済の振出 名義人の署名または印影と一致する署名または印影があるとき は、当行は、その持参人に支払うことができるものとし、その ために小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、 当行に過失がある場合を除き、一切その責任を負いません。当 行は、第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償で きるものとします。
	第 10 条 解約等	1	次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが 不適切である場合には、当行はこの当座取引を停止し、または 預金者に通知することによりこの預金口座を解約することがで きるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解 約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を 届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるもの とします。	1	次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが 不適切である場合には、当行はこの当座取引を停止し、または 預金者に通知することによりこの預金口座を解約することがで きるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解 約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあ てて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかつ たときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合に は、通常到達すべき時に到達したものととして、この預金口座は 解約されるものとします。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
当座預金口座 取引規約		2	前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本預金口座を解約すべきと判断した場合、本預金口座は解約されます。	2	前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本預金口座を解約すべきと判断した場合、本預金口座は解約されます。
		4	当行が本条により当座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	4	当行が本条により当座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
			以上、当座預金口座取引規約は、2018年7月14日より適用します。		以上、当座預金口座取引規約は、2019年10月1日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
外国向けクリーン・ビル取立規定	第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶		取立は、第2条第2項各号のいずれにも該当しない場合に依頼することができ、第2条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの取立の依頼をお断りするとともに、当該依頼者との取立委託取引を制限もしくは停止できるものとします。		取立は、第2条第2項各号のいずれにも該当しない場合に依頼することができ、第2条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの取立の依頼をお断りするとともに、当該依頼人との取立委託取引を制限もしくは停止できるものとします。
	第2条 取立の拒絶等	2	次の各号の一にでも該当し、依頼者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は取立の依頼を拒絶し、または依頼者に通知することにより取立委託契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取立委任契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。 ① 依頼者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ② 依頼者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他 A から D に準ずる行為	2	次の各号の一にでも該当し、依頼人との取引を継続することが不適切である場合には、当行は取立の依頼を拒絶し、または依頼人に通知することにより取立委託契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取立委任契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが依頼人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、この取立委任契約は解約されるものとします。 ① 依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ② 依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他 A から D に準ずる行為
		3	前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本取立委任契約を解約すべきと判断した場合、本取立委任契約は解約されます。	3	前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本取立委任契約を解約すべきと判断した場合、本取立委任契約は解約されます。
	第4条 切手等の真正・有効性の担保		当行は、小切手等およびその裏書等が真正または有効であるか否かについては、一切調査または確認等の義務または責任はなく、小切手等およびその裏書等に偽造・変造その他の瑕疵があることによって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。		当行は、小切手等およびその裏書等が真正または有効であるか否かについては、一切調査または確認等の義務または責任はなく、小切手等およびその裏書等に偽造・変造その他の瑕疵があることによって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
	第6条 手数料・費用		当行および取立銀行の小切手等の取立・返還に関する手数料および費用は、依頼人が負担するものとします。なお、依頼人からの依頼の有無にかかわらず、当行が取立の経過照会を行った場合には、その照会のため要した手数料および費用も同様とします。		当行および取立銀行の小切手等の取立・返還に関する手数料および費用は、依頼人が負担するものとします。なお、依頼人からの依頼により、当行が取立の経過照会を行った場合には、その照会のため要した手数料および費用も同様とします。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
外国向けクリーン・ビル取立規定	第 8 条 小切手等の返還		取立地国の法令もしくは習慣またはその他の事情により小切手等を取戻すことができないときは、当行は、依頼人に対し小切手等の返還義務を負わないものとし、これによっていかなる損失、損害または諸費用等が依頼人に発生しても、一切責任を負いません。		取立地国の法令もしくは習慣またはその他の事情により小切手等を取戻すことができないときは、当行は、依頼人に対し小切手等の返還義務を負わないものとし、これによっていかなる損失、損害または諸費用等が依頼人に発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
	第 9 条 免責事項	2	当行が第 2 条第 2 項により取立委任契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	2	当行が第 2 条第 2 項により取立委任契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
	第 10 条 譲渡・質入れの禁止			2	当行がやむを得ないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。
			以上、外国向けクリーン・ビル取立規定は、2018 年 7 月 14 日より適用します。		以上、外国向けクリーン・ビル取立規定は、2019 年 10 月 1 日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
預金小切手取扱規定	第 4 条 届出事項の変更	2	前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。	2	前項による届出事項の変更の届出を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
			以上、預金小切手取扱規定は、2018 年 7 月 14 日より適用します。		以上、預金小切手取扱規定は、2019 年 10 月 1 日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
郵送送金指示 取扱規定	第 3 項		送金を外貨で行う場合は、当行は、預金者から受領した資金を当該資金の受領日における当行対顧客電信売レートで当該外貨に交換できるものとします。かかる交換をした旨の当行の計算書は確定的なものとします。ただし、当行が送金通貨の確定売レートを利用することができない場合には、当行は仮レートを適用し、支払が実行された国からの最終確認を待つものとします。このような場合には、当行は、その事案に応じて預金者から追加支払を求めまたは預金者に払戻をするなど必要な調整を行うことができるものとします。送金を送金国の通貨以外の通貨で行う場合は、当行は、受取人が支払銀行または取引銀行との取決により他の通貨で支払を受けない限り、支払が行われたときのニューヨーク（米ドル建の場合）またはロンドン（英ポンドまたはユーロ建の場合）のその支払銀行または取引銀行の買レートにより、当該国の通貨で行います。当行は、やむをえない事由から発生した送金の誤り、遅延、不送金またはその他の事態について、一切責任を負いません。電信送金は明確な言語、略号または暗号で行われるものとします。預金者が送金取消を要請した場合、当行は、当行所定の方法により送金の取消が有効であることを確認した後に送金取消を行い、資金がすでに外貨に交換された場合は、返戻日の銀行の買レートをもとに、当行および取引銀行の経費を差し引いて返戻することができるものとします。		送金を外貨で行う場合は、当行は、預金者から受領した資金を当該資金の受領日における当行対顧客電信売レートで当該外貨に交換できるものとします。かかる交換をした旨の当行の計算書は確定的なものとします。ただし、当行が送金通貨の確定売レートを利用することができない場合には、当行は仮レートを適用し、支払が実行された国からの最終確認を待つものとします。このような場合には、当行は、その事案に応じて預金者から追加支払を求めまたは預金者に払戻をするなど必要な調整を行うことができるものとします。送金を送金国の通貨以外の通貨で行う場合は、当行は、受取人が支払銀行または取引銀行との取決により他の通貨で支払を受けない限り、支払が行われたときのニューヨーク（米ドル建の場合）またはロンドン（英ポンドまたはユーロ建の場合）のその支払銀行または取引銀行の買レートにより、当該国の通貨で行います。当行は、やむをえない事由から発生した送金の誤り、遅延、不送金またはその他の事態について、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。電信送金は明確な言語、略号または暗号で行われるものとします。預金者が送金取消を要請した場合、当行は、当行所定の方法により送金の取消が有効であることを確認した後に送金取消を行い、資金がすでに外貨に交換された場合は、返戻日の銀行の買レートをもとに、当行および取引銀行の経費を差し引いて返戻することができるものとします。
	第 4 項		預金者は、もっぱらその責任で郵送送金指示の秘密を保持し、適切に当行に到着するよう手配するものとします。当行は、以下の事由によっていかなる損害、損失または諸費用等が預金者または第三者に発生しても、一切責任を負いません。(1) 郵送送金指示の偽造もしくは変造、権限のない、もしくは権限を超越した者による郵送送金指示、または郵送送金指示の欺罔行為もしくははその他の不正な行為による使用、(2) 不備、不完全もしくはは不正確な情報を含む郵送送金指示による当行の行為、(3) 郵送送金指示の誤配、遅配その他配達に関する事柄、(4) やむをえない事由により生じた、当行の郵送送金指示実行の懈怠もしくは遅延、(5) 当行が法令に違反すると判断して郵送送金指示を実行しなかったこと、または、(6) 当行が第 6 条により送金サービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生したこと。当行は、上記(1)ないし(6)のいずれかに該当する郵送送金指示に記載された条項または条件を、無効とみなすことができるものとします。		預金者は、もっぱらその責任で郵送送金指示の秘密を保持し、適切に当行に到着するよう手配するものとします。当行は、以下の事由によっていかなる損害、損失または諸費用等が預金者または第三者に発生しても、責任を負いません。(1) 郵送送金指示の偽造もしくは変造、権限のない、もしくは権限を超越した者による郵送送金指示、または郵送送金指示の欺罔行為もしくははその他の不正な行為による使用、(2) 不備、不完全もしくはは不正確な情報を含む郵送送金指示による当行の行為、(3) 郵送送金指示の誤配、遅配その他配達に関する事柄、(4) やむをえない事由により生じた、当行の郵送送金指示実行の懈怠もしくは遅延、(5) 当行が法令に違反すると合理的に判断して郵送送金指示を実行しなかったこと、または、(6) 当行が第 6 項により送金サービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生したこと。当行は、上記(1)ないし(6)のいずれかに該当する郵送送金指示に記載された条項または条件を、無効とみなすことができるものとします。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
郵送送金指示 取扱規定	第 6 項		次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は送金サービスの要請を拒絶し、または預金者に通知することにより送金サービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの送金サービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。		次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は送金サービスの要請を拒絶し、または預金者に通知することにより送金サービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの送金サービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、この送金サービス契約は解約されるものとします。
	第 7 項		前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本送金サービス契約を解約すべきと判断した場合、本送金サービス契約は解約されます。		前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本送金サービス契約を解約すべきと判断した場合、本送金サービス契約は解約されます。
			以上、郵送送金指示取扱規定は、2018 年 7 月 14 日より適用します。		以上、郵送送金指示取扱規定は、2019 年 10 月 1 日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
プレステリア オンライン取引規約	第 5 条 振替・振込・海外送金の依頼	3	振替・振込・海外送金依頼の確定 当行は、利用者が振替・振込・海外送金依頼を終了し、振替・振込・海外送金指示ボタンを押した時点で、利用者の指図による振替・振込・海外送金依頼が確定したものとみなします。振替・振込・海外送金指示による取引依頼の確定が当行所定の制限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、当行は、原則、依頼日当日に当行所定の方法により手続を行います。取引依頼が確定したときには、当行はその旨を利用者に通知するものとし、この通知が回線障害等の理由で届かない場合には、利用者は当行に照会するものとします。 利用者は、振替・振込・海外送金依頼確定後は、当該依頼内容が有効で拘束力のあるものと取り扱われ、これに一切異議を申立てないことに同意します。当行は、利用者の依頼の内容に間違いや不十分な点があったために振替・振込・海外送金が不能となりまたは遅延しても、一切責任を負いません。また、振替・振込・海外送金依頼確定後は、利用者は端末操作による取消・変更は行うことができないものとします（この場合は、本条第 6 項により手続してください。）。)	3	振替・振込・海外送金依頼の確定 当行は、利用者が振替・振込・海外送金依頼を終了し、振替・振込・海外送金指示ボタンを押した時点で、利用者の指図による振替・振込・海外送金依頼が確定したものとみなします。振替・振込・海外送金指示による取引依頼の確定が当行所定の制限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、当行は、原則、依頼日当日に当行所定の方法により手続を行います。取引依頼が確定したときには、当行はその旨を利用者に通知するものとし、この通知が回線障害等の理由で届かない場合には、利用者は当行に照会するものとします。 利用者は、振替・振込・海外送金依頼確定後は、当該依頼内容が有効で拘束力のあるものと取り扱われ、これに一切異議を申立てないことに同意します。当行は、利用者の依頼の内容に間違いや不十分な点があったために振替・振込・海外送金が不能となりまたは遅延しても、当行に過失のある場合を除き、一切責任を負いません。また、振替・振込・海外送金依頼確定後は、利用者は端末操作による取消・変更は行うことができないものとします（この場合は、本条第 6 項により手続してください。）。)
		5	振込・海外送金の不到達 振込依頼または海外送金依頼のあった資金が、指示内容の入金指定口座内容との不一致その他の理由により入金指定口座へ入金できなかった場合は、当行は利用者に通知することなく、その資金を利用者の出金口座へ返却します。これによって利用者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行は一切責任を負いません。当行は理由の如何を問わず、振込手数料ならびに海外送金にかかわる当行および関係銀行の手数料を返却しません。なお、振込・海外送金依頼に伴い実行された通貨交換取引がある場合は、利用者はこれを解約することはできないものとします。 なお、入金指定先の金融機関等から照会があった場合には、当行は依頼内容について利用者に照会することがあります。この場合は利用者は速やかに回答するものとします。	5	振込・海外送金の不到達 振込依頼または海外送金依頼のあった資金が、指示内容の入金指定口座内容との不一致その他の理由により入金指定口座へ入金できなかった場合は、当行は利用者に通知することなく、その資金を利用者の出金口座へ返却します。これによって利用者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失のある場合を除き、当行は一切責任を負いません。当行は理由の如何を問わず、振込手数料ならびに海外送金にかかわる当行および関係銀行の手数料を返却しません。なお、振込・海外送金依頼に伴い実行された通貨交換取引がある場合は、利用者はこれを解約することはできないものとします。 なお、入金指定先の金融機関等から照会があった場合には、当行は依頼内容について利用者に照会することがあります。この場合は利用者は速やかに回答するものとします。
	第 8 条 免責等	3	当行または当行の関連会社（以下「当行等」といいます。）は、アクセスサービスプロバイダーやソフトにより、本サービスが遅延したり不能となった場合、または当行等が送信した情報等に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行は一切責任を負いません。	3	当行または当行の関連会社（以下「当行等」といいます。）は、アクセスサービスプロバイダーやソフトにより、本サービスが遅延したり不能となった場合、または当行等が送信した情報等に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行等に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
		4	当行等は、当行等が本サービスにおいて提供する情報が正確であること、完全であること、または十分であることについて保証するものではありません。情報に不正確な点、完全ではない点、または不十分な点等があったことによりいかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行等は、一切責任を負いません。	4	当行等は、当行等が本サービスにおいて提供する情報が正確であること、完全であること、または十分であることについて保証するものではありません。情報に不正確な点、完全ではない点、または不十分な点等があったことによりいかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行等は、当行等に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
		5	当行等は、コンピュータウイルスおよびその関連の障害等により利用者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、一切責任を負いません。	5	当行等は、コンピュータウイルスおよびその関連の障害等により利用者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行等に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
		6	本サービスの利用に関連していかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行等は一切責任を負いません。	6	本サービスの利用に関連していかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行等は当行等に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
プレステリア オンライン取引規約		7	当行が第 10 条第 2 項によりサービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、利用者がそれらを負担します。また、当行は、本条項による解約によって利用者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	7	当行が第 10 条第 2 項によりサービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、利用者がそれらを負担します。また、当行は、本条項による解約によって利用者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
	第 10 条 本サービスの利用停止	2	次の各号の一にでも該当し、利用者へのサービス提供を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスを停止し、または利用者に通知することにより本サービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった連絡先にあてて発信した時に解約されるものとします。	2	次の各号の一にでも該当し、利用者へのサービス提供を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスを停止し、または利用者に通知することにより本サービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった連絡先にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが利用者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、本サービス契約は解約されるものとします。
		3	前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。	3	前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。
			以上、プレステリア オンライン取引規約は、2019 年 4 月 19 日より適用します。		以上、プレステリア オンライン取引規約は、2019 年 10 月 1 日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
ワンタイムパスワード (OTP) サービス 利用にかかる追加規定	第 7 条 免責事項	2	当行所定の方法によりトークンの発行、更新発行、再発行、利用登録を当行が受付けたい場合は、そのトークンが表示したワンタイムパスワードを使用した取引の申込みについて、トークンおよびワンタイムパスワードに不正使用、その他の事故があっても、当行は当該申込みを有効なものとして取扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。	2	当行所定の方法によりトークンの発行、更新発行、再発行、利用登録を当行が受付けたい場合は、そのトークンが表示したワンタイムパスワードを使用した取引の申込みについて、トークンおよびワンタイムパスワードに不正使用、その他の事故があっても、当行は当該申込みを有効なものとして取扱い、またそれにより生じた損害について、当行に過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
		4	トークンの故障、電池切れ等の事由でワンタイムパスワードが表示できなかったこと、または前記第 6 条第 2 項・第 3 項により、お取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。	4	トークンの故障、電池切れ等の事由でワンタイムパスワードが表示できなかったこと、または前記第 6 条第 2 項・第 3 項により、お取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
			以上、ワンタイムパスワード (OTP) サービス利用にかかる追加規定は、2018 年 7 月 14 日より適用します。		以上、ワンタイムパスワード (OTP) サービス利用にかかる追加規定は、2019 年 10 月 1 日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
プレステリア モバイル取引契約	第 5 条 振替・振込・海外送金の依頼	5	振込・海外送金の不到達 振込依頼または海外送金依頼のあった資金が、指示内容の入金指定口座内容との不一致その他の理由により入金指定口座へ入金できなかった場合は、当行は利用者に通知することなく、その資金を利用者の出金口座へ返却します。これによって利用者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行は一切責任を負いません。当行は理由の如何を問わず、振込手数料ならびに海外送金にかかわる当行および関係銀行の手数料を返却しません。なお、振込・海外送金依頼に伴い実行された通貨交換取引がある場合は、利用者はこれを解約することはできないものとします。 なお、入金指定先の金融機関等から照会があった場合には、当行は依頼内容について利用者に照会することがあります。この場合は利用者は速やかに回答するものとします。	5	振込・海外送金の不到達 振込依頼または海外送金依頼のあった資金が、指示内容の入金指定口座内容との不一致その他の理由により入金指定口座へ入金できなかった場合は、当行は利用者に通知することなく、その資金を利用者の出金口座へ返却します。これによって利用者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行は当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。当行は理由の如何を問わず、振込手数料ならびに海外送金にかかわる当行および関係銀行の手数料を返却しません。なお、振込・海外送金依頼に伴い実行された通貨交換取引がある場合は、利用者はこれを解約することはできないものとします。 なお、入金指定先の金融機関等から照会があった場合には、当行は依頼内容について利用者に照会することがあります。この場合は利用者は速やかに回答するものとします。
	第 7 条 免責等	3	当行または当行の関連会社（以下「当行等」といいます。）は、アクセスサービスプロバイダーやソフトにより、本サービスが遅延したり不能となった場合、または当行等が送信した情報等に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行は一切責任を負いません。	3	当行または当行の関連会社（以下「当行等」といいます。）は、アクセスサービスプロバイダーやソフトにより、本サービスが遅延したり不能となった場合、または当行等が送信した情報等に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行等に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
		4	当行等は、当行等が本サービスにおいて提供する情報が正確であること、完全であること、または十分であることについて保証するものではありません。情報に不正確な点、完全ではない点、または不十分な点等があったことによりいかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行等は、一切責任を負いません。	4	当行等は、当行等が本サービスにおいて提供する情報が正確であること、完全であること、または十分であることについて保証するものではありません。情報に不正確な点、完全ではない点、または不十分な点等があったことによりいかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行等は、当行等に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
		5	当行等は、コンピュータウイルスおよびその関連の障害等により利用者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、一切責任を負いません。	5	当行等は、コンピュータウイルスおよびその関連の障害等により利用者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行等に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
プレスティア モバイル取引契約		6	本サービスの利用に関連していかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行等は一切責任を負いません。	6	本サービスの利用に関連していかなる損失、損害または諸費用等が利用者に発生しても、当行等は、当行等に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
		7	当行が第9条第2項によりサービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、利用者がそれらを負担します。また、当行は、本条項による解約によって利用者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	7	当行が第9条第2項によりサービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、利用者がそれらを負担します。また、当行は、本条項による解約によって利用者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
	第9条 本サービスの利用停止	2	次の各号の一にでも該当し、利用者へのサービス提供を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスを停止し、または利用者に通知することにより本サービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった連絡先にあてて発信した時に解約されるものとします。	2	次の各号の一にでも該当し、利用者へのサービス提供を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスを停止し、または利用者に通知することにより本サービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった連絡先にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが利用者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、本サービス契約は解約されるものとします。
		3	前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。	3	前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。
			以上、プレスティア モバイル取引規約は、2018年7月14日より適用します。		以上、プレスティア モバイル取引規約は、2019年10月1日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
振込規定 (海外送金)	4 送金委託契約の成立と解除等	3	④ 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本送金委託契約を解約すべきと判断した場合	3	④ 上記以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本送金委託契約を解約すべきと判断した場合
		4	次の各号の一にでも該当し、依頼人からの振込依頼を実行することが不適切である場合には、当行は振込依頼を拒絶し、または依頼人に通知することによりこの振込依頼契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの振込依頼契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。	4	次の各号の一にでも該当し、依頼人からの振込依頼を実行することが不適切である場合には、当行は振込依頼を拒絶し、または依頼人に通知することによりこの振込依頼契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの振込依頼契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが依頼人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして振込依頼契約は解約されるものとします。
		7	当行が第4項により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	7	当行が第4項により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
	5 支払指図の発信等	4	前2項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。	4	前2項の取扱いによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
			以上、振込規定（海外送金）は、2018年7月14日より適用します。		以上、振込規定（海外送金）は、2019年10月1日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
振込規定	8の2 解約等	1	次の各号の一にでも該当し、依頼人からの振込依頼を実行することが不適切である場合には、当行は振込依頼を拒絶し、または依頼人に通知することによりこの振込依頼契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの振込依頼契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。	1	次の各号の一にでも該当し、依頼人からの振込依頼を実行することが不適切である場合には、当行は振込依頼を拒絶し、または依頼人に通知することによりこの振込依頼契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの振込依頼契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが依頼人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして振込依頼契約が解約されるものとします。
		2	前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本振込依頼契約を解約すべきと判断した場合、本振込依頼契約は解約されます。	2	前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本振込依頼契約を解約すべきと判断した場合、本振込依頼契約は解約されます。
		3	当行が前2項により振込依頼契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	3	当行が前2項により振込依頼契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
			以上、振込規定は、2018年7月14日より適用します。		以上、振込規定は、2019年10月1日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
預金商品に係る書類の電磁的交付に関する規程	第7条 電子交付の中止・内容変更	1	当行はお客様の承諾およびお客様への通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができるものとします。なお、法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し書面交付できるものとします。	1	当行は、合理的な理由がある場合には、お客様の承諾およびお客様への通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができるものとします。なお、法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し書面交付できるものとします。
		2	次の各号の一にでも該当し、お客様からの電子交付依頼を受けることが不適切である場合には、当行はこの電子交付依頼を拒絶し、またはお客様に通知することによりこの電子交付契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの電子交付契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。	2	次の各号の一にでも該当し、お客様からの電子交付依頼を受けることが不適切である場合には、当行はこの電子交付依頼を拒絶し、またはお客様に通知することによりこの電子交付契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの電子交付契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして電子交付契約が解約されるものとします。
		3	前項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本電子交付契約を解約すべきと判断した場合、本電子交付契約は解約されます。	3	前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本電子交付契約を解約すべきと判断した場合、本電子交付契約は解約されます。
	第8条 免責事項	6	当行が第7条第2項により電子交付契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	6	当行が第7条第2項により電子交付契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
			以上、預金商品に係る書類の電磁的交付に関する規程は、2018年7月14日より適用します。		以上、預金商品に係る書類の電磁的交付に関する規程は、2019年10月1日より適用します。